

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日	令和8年3月16日（月）（第1回定例会）			
時	午後2時13分 開議（ 休 憩 な し ） 午後2時40分 散会			
場 所	第1委員会室			
出席委員	前 田 健一郎	田 畑 直 子	岳 田 雄 亮	桜 井 秀 夫
	伊 藤 隆 広	三 井 美和香	梶 澤 洋 平	亀 井 琢 磨
	盛 田 眞 弓	森 山 和 博	小松崎 文 嘉	
正副議長	松 坂 吉 則（議長） 川 合 隆 史（副議長）			
担当書記	石 黒 薫 子 岡 田 昌 樹			
説 明 員	副市長 大木 正人			
	総務局			
	総務局長 久我 千晶	総務課長 濱木 功		
	議会事務局			
	議会事務局長 香取 徹哉	議会事務局次長 寺崎 勝宣		
	総務課長 石井 克幸	議事課長 安西 雅樹		
	調査課長 松木 ゆうき			
協議案件	1 追加議案について 2 予算の組み替えを求める動議について 3 千葉県議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について 4 意見書・決議案について 5 議事の流れについて			
そ の 他	議長発言			
	委 員 長 前 田 健一郎			

午後 2 時 13 分開議

○委員長（前田健一郎君） ただいまから議会運営委員会を開きます。

傍聴の皆様申し上げます。委員会傍聴に当たっては、委員会傍聴証に記載の注意事項を遵守いただきますようお願いいたします。

追加議案について

○委員長（前田健一郎君） 初めに、追加議案について、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 追加議案の取扱いにつきまして御説明申し上げます。座って説明させていただきます。

資料 1、追加議案一覧表を御覧いただきたいと存じます。

今回追加されます議案は、人事案件 7 件でございます。議案第 68 号は千葉市副市長の選任について、議案第 69 号は千葉市教育長の任命について、議案第 70 号は千葉市監査委員の選任について、議案第 71 号から第 73 号までの 3 議案は千葉市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第 74 号は人権擁護委員の推薦についてでございます。

追加議案の取扱いにつきましては、上程いたしまして、提案理由説明の後、教育長候補者の所信表明がございます。その後、本会議を一旦休憩いたしまして、全員協議会での議案研究をお願いしたいと存じます。

本会議再開後は委員会付託を省略し、採決をお願いいたします。

なお、議案第 68 号の副市長の選任について及び議案第 69 号の教育長の任命についての両議案につきましては、同意されますと就任の御挨拶がございますので、あらかじめ御承知おき願います。

説明は以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いします。よろしいですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） 御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。

予算の組み替えを求める動議について

○委員長（前田健一郎君） 次に、野本信正議員ほか 6 名より予算の組み替えを求める動議が提出されております。

本動議の取扱いについて、事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 議案第 15 号・令和 8 年度千葉市一般会計予算等の組み替えを求める動議の取扱いにつきまして御説明申し上げます。

資料 2 を御覧いただきたいと存じます。

本動議につきましては、明日の本会議におきまして、各委員長報告に続いて提案理由の説明を行っていただき、その後、本動議を含めましての討論、採決となります。

採決方法につきましては、後ほど議事の流れについての際、議案、発議等と併せて御説明させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） 御発言がなければ、以上のとおり決定いたします。

千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

○委員長（前田健一郎君） 次に、資料3、千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御協議願います。

事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

資料3を御覧いただきたいと存じます。

改正の概要といたしまして、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、旅費の種目である車賃、日当などを廃止し、多様な交通手段や移動に伴う各種費用に対し旅費を支給できるよう、その他の交通費、宿泊手当等を新設するなど、見直しを図るものでございます。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日からとするものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

なお、本発議案につきましては幹事長会議で御協議いただき、記載の内容で全会派に御了承いただいております。

つきましては、提出者は議会運営委員長ということで、明日の本会議に上程し、提案理由の説明の後、委員会付託を省略し採決したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

それでは、以上のとおり決定いたします。

意見書・決議案について

○委員長（前田健一郎君） 次に、意見書・決議案について御協議願います。

資料4、意見書・決議案一覧表の順に検討結果を御報告願います。

まず、1番、保育士配置基準のさらなる改善を求める意見書案について、自民党からお願いいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） まず、ナンバー1の保育士配置基準のさらなる改善を求める意見書についてですが、配置基準につきましては、真に必要な配置基準はどうあるべきかということについて科学的な検証が必要との認識の下、今後、研究を進める方針であるということや、配置基準を改善しても、配置する保育士が不足している現状の中で、まずは保育人材の確保に向けた対策を強化するべきであることなどからして、本意見書案について現時点で賛成するという結論は得られませんでした。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 保育士の配置基準の改善ということで、子供さんの安全とか保育士の

方の負担軽減とか保育の質の向上につながるということで、方向性としてはあるべき流れだと考えておりますけれども、一方で、現下の保育士の人手不足とか人材不足とかということが言われている中で、やはり処遇改善であるとか離職の防止策であるとか、そういったことも含めて行う必要があるということで、現下の経過措置ということで推移とか動向を見守りたいということで、思いは分かるところでありますけれども、賛成いたしかねるという結論が得られております。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） 既に部分的にせよ、配置基準が段階的に引き上がってくるという方向性は国でも示されているんですけども、今、ここにも書いてありますが、経過措置を撤廃してしまうという話なんですけども、そうすると、現場の混乱であるとか、逆に定員の縮小を招く可能性があるのかなということは考えられます。

先ほどから若干お話出ていますけれども、保育士の確保であるとか処遇改善であるとか財源確保、こういったことを総合的な制度設計が不可欠かなと思いますので、少なくとも経過措置は撤廃して、基準のみを先行して引き上げるということは、そういった基準を満たさない事業者が運営困難になるということも考えられますし、それを支えるために自治体が過度の負担を強いるということも考えられますので、持続可能な保育提供体制を損なうということも強く懸念されますので、以上の点から本意見書に賛成しかねるという次第でございますけれども、なお、文中に園内の事故を防ぐとか云々もあるんですけども、これは事故原因の6割を占めるヒューマンエラーであるとか環境整備、そういったものをしっかり防止する研修であるとかICTの活用とか、そういったことをしっかり私たちは求めていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 2番、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書案について、立憲民主・無所属さん、お願いします。

○委員（亀井琢磨君） 歴史を素直に認めれば、戦前の治安維持法とかこういうことの犠牲、出来事は二度とあってはならないということで考えておりますし、また、今ちょっとそういう流れになっていないか、気にかかるところでございます。

それから、治安維持法の問題については、国として、戦後、真摯に反省に立っていないという現実がありますので、こういうことにしっかり向き合うべきと考えますので賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） 本意見書案は、令和4年第4回定例会に提出された意見書案と基本的に同じ内容というふうに理解しております。治安維持法の犠牲者という当事者が自らの名誉回復や賠償が何らなされていないという主張に対しては共感するところではありますが、この意見書案にあります謝罪と賠償、そして新法の制定を地方議会として求めるのかどうかについては、以下のハードルを感じざるを得ないというふうに考えます。

まず1つ目は、治安維持法は1945年に廃止され、戦後憲法の下で思想、表現の自由が確立し、法体系は既に無効化された旧法です。これに対して、特別立法で新たな賠償制度を設ける法的根拠は明確にあるのか。

2つ目には、戦後補償については、最高裁が一貫して戦争被害は国民に等しく受忍すべきものという整理をしている中で、個別の戦前法令を対象とした包括的補償も、制度上の前例がほとんどないという状況の中で、既に既存の恩給法とか特別弔慰金など、一定の救済措置も講じられたということを考えますと、以上の理由から、市議会としてこういったものを出すということについては、本意見書には賛成しかねるという次第でございます。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん。

○委員（岳田雄亮君） 治安維持法については、現在の価値観から厳しい批判があることは承知してはいますが、当時の法制度の下で制定され、運用されていた法律であり、当時の法律として直ちに無効であったと断定することはできません。また、本意見書は特定の歴史認識を前提とした内容であり、適切でないと考え、反対します。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

4番、非核三原則の堅持を求める意見書案について、公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） こちらの意見書案の表題については、私どもも同じ表題の意見書を提出させていただいておりますので、非核三原則の堅持そのものには賛同するところでございます。また、唯一の戦争被爆国として、この原則を維持するということは極めて重要だというふうに考えます。ただ、以下の点については言及せざるを得ないと思っています。

前回の議運でもこの場で質問させていただきましたけれども、まず1つは、第1にこの意見書案が政府高官が核保有を示唆したというオフレコ発言、これに報道を根拠に作成されているんですが、私たちはこの発言の真意を判断する根拠を持ち合わせていません。議会の公的な意見書として確証のない情報を前提に国へ要請することには、疑義が生じかねないというところでございます。

もう一点は、これも前回の議運でも、私たちは非核三原則の堅持と現実的な安全保障政策との両立、整合性という点を質問させていただいたんですけれども、それに対する回答については、非常に強い懸念が残ったという次第でございます。北東アジアの安全保障環境が厳しさを増す中で、抑止力や同盟関係の維持といった現実的な前提を排除したままで表題だけで賛成するという形になりますと、市民からの誤解を招くおそれがあるんじゃないかなというふうに思いますので、非核三原則の理念には賛同しつつも、本意見書には賛成しかねるという次第でございます。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん。

○委員（小松崎文嘉君） 我々は、米国の核抑止力に依存しているということは明らかな状況でございます。現実の脅威に適切に対応しながら、地道に核軍縮を前進させることが我々日本の考え方、立場であるということで、今回は賛成できません。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 唯一の被爆国として核廃絶というのは願いですので、賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君） 5番、脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書案について、共産党さん。

○委員（柁澤洋平君） 意見書の中身を精査しまして、高次脳機能障害含めて、やはりそこまで追いついていないという現実もあるということで、家族会というか、支援する団体の皆様からの御要望もあるということでございますので、内容としては賛意を示したいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 自民党さん。

○委員（伊藤隆広君） 本市議会では、以前より脳脊髄液減少症に苦しむ方々に寄り添いまして、提出されておりました様々な意見書について、公明党さんをはじめ、我が会派としても賛成をいたしておりますし、議会としても可決してきたところでございます。今回御提案いただいた内容も賛同させていただきます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 以前の意見書もありましたけれども、難病の課題も含めまして、こうやってやっぱり世間的に認知されていない課題で苦しんでいる方がたくさんおられると思いますので、そういう方の一助になればと思いますので、賛成したいと思います。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 6番、非核三原則の堅持を求める意見書案について、自民党さん。

○委員（小松崎文嘉君） 先ほど、公明党さんからは細かいところまで詳細にお話をいただきました。今、各市議会で、昨年末に広島、それから長崎、そして、この議会に各市議会でいろんなものが出ております。この中で、当然、先ほど公明党さんが申し上げた、うわさによる、オフレコによる、こういったものではないというところも考えて熟慮させていただいたところなのですが、やはり現実的なところというのは考えなければならないということも、我々自民党といたしましては、国のほうで責任を取っているというところもありますので、これについては賛成をしかねるということだけ申し上げておきます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 先ほどと同じですけれども、唯一の被爆国ですので、核廃絶は絶対やらなくちゃいけないと思いますので、賛成します。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 共産党さん。

○委員（柁澤洋平君） 私ども同趣旨の意見書を出させていただいています。先ほどオフレコのという話があったんですが、あれは既に報道もされているベースなものでありますので、あれでございますが、いずれにしても同じ中身の内容でございますので、これは賛成をさせていただきますと思います。

○委員長（前田健一郎君） 7番、火葬場の整備等に対する財政措置及び関係法令の整備を求める意見書案について、立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） ここにもありますように、本当に高齢化の進展で火葬の需要ということが課題となっております、今、本市でもこれから大きな問題となると思いますので、財政措置とかを求めるということは、当然、非常に大事なことだと思いますので、賛成したいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 共産党さん。

○委員（柁澤洋平君） 我が市もこれから整備をするところになるろうかと思えます。財政的な国からの措置は重要な問題だというふうに考えますので、賛成をいたします。

○委員長（前田健一郎君） 8番、民泊において地域の実情に配慮した必要な措置を講ずることを求める意見書案について、公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） 住宅宿泊事業法の施行以降、地域において民泊は観光振興や空き家対

策に一定の効果をもたらしてきましたが、文中にある無許可営業、騒音、ごみ出しルール違反など、地域トラブルも全国的に顕在化しております。

特に、今後、本市も大型集客施設の建設やインバウンド需要の増加というのを目指しているところもございますので、民泊の急増による生活環境の悪化が懸念されるといったところがありますので、本意見書案は、地域の実情に応じた規則の導入や事業者の責任明確化、住民との事前協議の義務化など、現場に即した具体的な改善策を国に求める内容となっております。実効性とか妥当性を兼ね備えていると考えますので、本意見書案には賛成でございます。

○委員長（前田健一郎君） 共産党さん。

○委員（柘澤洋平君） 意見書の中でもありましたが、やはり騒音ですとか住宅地ですよ。やっぱりここでのいろんなトラブルというのは全国的な課題になっているということでございますので、それがやはり現場の声を反映した法的な措置が必要になってくるだろうという考えから、意見書に賛意を示したいと思えます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 全体的にそういう課題が出てくるだろうということは理解するところでありまして、ちょっとうちの市で今どういう状況かというのは、まだ具体的にちょっと分からない部分もあるところはあるんですけども、全体的に言えば、そういうことは課題としてはこれからあり得るだろうということでありまして、賛成したいと思えます。

以上です。

○委員長（前田健一郎君） 10番、フェアトレードの理念を尊重し、その取組を支持する決議案について、共産党さん。

○委員（柘澤洋平君） フェアトレード、重要な取組だなというふうに思っています。あすみが丘プラザでもそういった販売もされていたりだとか、あれがやっぱりもっと地域に広がっていくことが大事かなと思っておりますので、この決議には賛成をしたいと思えます。

○委員長（前田健一郎君） 立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 今、市とか議会も連携してこのことを課題として進めていこうということで、我が会派としてもこれを応援したいと思えますし、本当にこういう理念が一過性のものじゃなくて、本当に皆さんの心の中にきちんと正しく理解されて、ある意味でこういうことがまた世界の平和にもつながっていくことだと思いますので、ぜひ進めていければと思いますので、賛成いたします。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） 先ほどから出ていますけれども、文中にある3つの柱というところですね。これ千葉市独自のまちづくりの理念にも非常に合致しているということで、重要だというふうに理解しています。フェアトレードタウンの認定には議会からの賛同も必要だということでございますので、この機会にしっかりと賛意を表したいというふうに思えます。

○委員長（前田健一郎君） ありがとうございます。

調整案の1番、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決に向けた措置及び国の財政支援を求める意見書（案）について、立憲民主・無所属さん。

○委員（亀井琢磨君） 拉致の御家族の方も本当に高齢化が進んでいらっしゃるって、私もお話を聞いたことがありますけれども、亡くなられている方もいらっしゃいます。本当に時間がないと

いう状況ですので、早期解決ということは本当に大事なことだと思いますので、後押しできれば、一助になればと思いますので、賛成いたしたいと思います。

○委員長（前田健一郎君） 公明党さん。

○委員（桜井秀夫君） 今おっしゃったように、時間的猶予がないということは明らかでございます。特に今回の意見書案で特記すべき事項としては、地方自治体で啓発活動をやりたくてもなかなかできないような財政的な制約とか、そういった課題があるといったところもありますので、国の支援を求めるといったところに賛成させていただきます。

○委員長（前田健一郎君） それでは、今議運に提出されました意見書・決議案の協議結果を事務局より報告いたさせます。調査課長。

○調査課長 調査課でございます。

協議の結果を報告させていただきます。

1 番の意見書につきましては、全会派反対です。

2 番と 4 番の意見書につきましては、立憲民主・無所属が賛成、自民党、公明党が反対です。

5 番の意見書につきましては、全会派賛成です。

6 番の意見書につきましては、立憲民主・無所属、共産党が賛成、自民党が反対です。

7 番と 8 番の意見書、10 番の決議、調整案 1 の意見書につきましては、全会派賛成です。

報告は以上となります。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりであります。

ただいまの結果、2 番の意見書案は可否同数となります。

よって、委員長において採決いたします。

委員長は、2 番の意見書案について反対といたします。

次に、4 番の意見書案も可否同数となります。

よって、委員長において採決いたします。

委員長は、4 番の意見書案について反対といたします。

それでは、全会一致を得られました 5 番、7 番、8 番、10 番、調整案の 1 番につきましては議会運営委員会からの提出となりますので、提出者は議会運営委員長ということで御了承願います。

また、過半数の賛成を得られました 6 番の提出を行う会派は、議運終了後、速やかに事務局と調整をお願いいたします。

議事の流れについて

○委員長（前田健一郎君） 次に、明日の議事の流れについて、議会事務局より説明いたさせます。議会事務局次長。

○議会事務局次長 明日の議事の流れにつきまして御説明申し上げます。

資料 5、3 月 17 日の議事の流れについてを御覧いただきたいと存じます。

明日は、午前 10 時開議でございます。

1 番、会議録署名人選任の件でございます。

2 番、各委員長報告、討論、採決でございます。

最初に、予算審査特別委員長報告、各常任委員長報告、次に令和 8 年度予算等の組み替え動

議の提案理由説明でございます。

続きまして、組み替え動議を含めての討論、採決でございます。採決につきましては、恐れ入りますが、資料6、議案の採決順序を御覧いただきたいと存じます。

採決の1回目は予算の組み替え動議の採決でございます。電子採決システムでお諮りいたします。

2回目は、議案第1号から記載の45議案につきまして全会派が賛成でございますので、簡易採決でお諮りしたいと存じます。

3回目は、議案第37号につきまして無所属議員の1名が反対でございますので、電子採決システムでお諮りしたいと存じます。

4回目は、議案第5号から記載の17議案につきまして1会派が反対でございますので、電子採決システムでお諮りしたいと存じます。

5回目は、議案第15号につきまして1会派及び無所属議員の1名が反対でございますので、電子採決システムでお諮りしたいと存じます。

以上、5回に分けて採決いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、資料5、3月17日の議事の流れについてにお戻りいただきたいと存じます。

3番、追加議案の審議でございます。

先ほど申し上げました人事案件7件の審議でございます。上程、提案理由説明、教育長候補者による所信表明の後、一旦休憩いたしまして、全員協議会での議案研究、本会議再開後は委員会付託を省略し、全員協議会で決定した方法により採決をお願いしたいと存じます。

次に、4番、発議審議、条例関係でございます。

先ほど申し上げました条例発議の審議でございます。審議方法につきましては、上程、提案理由説明の後、委員会付託を省略し、採決という流れでございます。

次に、5番、発議審議のうち、意見書・決議関係でございます。

こちらも4番と同様、上程、提案理由説明の後に委員会付託を省略し、採決という流れでございます。

なお、発議の審議方法に関する資料につきましては、明日、別途配付させていただきます。

日程は以上でございますが、発議審議後、大木副市長及び宍倉代表監査委員より退任の御挨拶がございます。最後に市長の発言がございまして、本定例会は閉会でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） 御質疑等があればお願いいたします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（前田健一郎君） なければ、以上のおりお願いいたします。

議長発言

○委員長（前田健一郎君） 最後に、議長より令和8年第2回定例会の招集日等について発言したい旨の申出が参っておりますので、お聞き取り願います。松坂議長。

○議長（松坂吉則君） 令和8年第2回定例会の招集日について御報告させていただきます。

まず、招集日についてでございますが、予定として、6月8日月曜日に招集をお願いしたいと市長よりお話がございましたので、御報告させていただきます。

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

会期は6月23日火曜日までの16日間を予定しております。

会期中の日程案につきましては、資料8、令和8年第2回定例会日程案のとおりでございます。また、開会前の議会運営委員会は6月4日木曜日に開催したいと思います。

それから、市長主催の代表者会議は6月3日水曜日に予定されています。

以上でございます。

○委員長（前田健一郎君） お聞きのとおりでございます。

令和8年第2回定例会の招集日等については、会派内の周知をよろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会を終了いたします。

午後2時40分散会